

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 27 年度 第 2 回理事会議事録

1. **開催日時** 平成 27 年 9 月 18 日（金）10：30～12：00
2. **開催場所** スマート会議室（郵政福祉虎ノ門第 2 ビル 1 階）
東京都港区虎ノ門 2-9-8
3. **出席者**
（理事）代田 久米雄、田辺 功、藤垣 哲彦、堀内 龍也、松木 則夫
望月 正隆、安原 真人、山田 勝士、山本 信夫、吉田 武美
（監事）三輪 亮寿
（来賓）厚生労働省医薬食品局総務課 紀平 哲也課長補佐
（事務局）清水 亨事務局長、武立 啓子、鈴木 春美

4. 議 案（事前配付資料）

- ・第 1 号議案 G01 公益財団法人日本薬剤師研修センターの認証更新申請に関する件

5. 当日配布資料

- (1) 平成 27 年度第 2 回理事会議事次第
- (2) 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構役員名簿

6. 議事概要

清水事務局長が開会を告げ、本日の出席者についての報告を行った。理事総数11中10名出席予定で、1名は遅れるとの連絡であるが、本機構の定款30条に基づく過半数に達しており、理事会は成立していることを告げた。併せて、本日は三輪監事及び厚生労働省医薬食品局総務課から紀平補佐が出席されている旨を報告した。

理事会開始にあたって吉田代表理事の挨拶の後、次の3点の報告があった。

1) 第 1 回理事会及び定時社員総会で承認された平成26年度事業報告書及び収支決算書に関して、内閣府公益認定等委員会からの補正事項通知があり、収支決算書の作成方法が従来と大幅に異なる補正通知であったが、指摘に従って修正したこと。2) 8月22日に開催された認定薬剤師研修機関協議会

(CAPEP) で、平成19年から運用されている都道府県ホームページの「薬局機能情報提供制度」の認定薬剤師の情報内容に関する調査結果から、現在特定の研修機関しか記載できない様式のところが多く、厚生労働省に当認証機構の認証機関の認定薬剤師も記載できるようにCAPEPとして要望すること。3) 第5回薬剤師レジデントフォーラムへの後援を依頼されていること。

代表理事挨拶の後、清水事務局長が当日及び事前配付資料の確認を行った。
次いで、吉田代表理事が議長となり、議事次第に従って議事を進めた。

《審議事項》

(1) 第1号議案 G01 公益財団法人日本薬剤師研修センターの認証更新申請に関する件

本議案の審議にあたり、代表理事より以下の説明があった。本G01認証更新申請は、平成26年度第1回理事会で承認された「会費規程検討小委員会」の発足から、同委員会による会費規程改定案の答申とその承認、さらに平成27年2月27日開催の臨時社員総会における承認を得て、その確認の上でG01からの認証更新申請に至ったこと。

議長より、本議案について山田認証担当理事からの説明を求めた。事前配布資料（G01 評価結果総括報告書、別添 1～5）に基づき山田理事からの説明があり、認証申請書は12名の認定制度委員に評価付託され、10名が適であった。特に本認定制度の研修認定薬剤師数が4.1万人を超え、薬剤師認定制度を牽引し、大きな貢献をされてきたことなどが評価された。一方、5名の委員から評価に対する回答（1回目）に「自己評価報告書」がないことが指摘され、その意見を申請者に送り、得られた回答（2回目）に対して、委員からの認証更新の了承が得られたので、総合評価として、本特定領域制度は認証基準に適合していることから、承認したいと報告された。

質疑応答の後、議長より本提案について諮ったところ、全員異議なく認証事業実施要綱第4条第2項の規程に基づきG01の認証更新を承認することとされた。なお、G01（公財）日本薬剤師研修センターと（公社）薬剤師認定制度認証機構が協力し合うことが要請された。

（関連事項）

本議案と関連して以下のような意見交換がなされた。新規認定薬剤師の申請者の減少に関すること、研修プログラムのレベルアップが必要であること、研修の評価を試験等で評価する必要があること、等の意見があった。三輪監事からは、薬剤師リポジショニング（ファルマシア 51 巻 9 号巻頭言、北田日本病院薬剤師会会長）と改正薬剤師法における薬剤師の新しい役割の認識とが一致しており、大学関係者や薬学生にも新時代の薬剤師の意味づけをしっかりと認識させる必要があるとの説明があった。また、紀平課長補佐からは、最近の薬務行政に関する取り組みが説明され、さらに薬学教育における実務実習の問題、薬局情報提供システム等に関する話があった。

7. その他

事務局長より、次回の第3回理事会は12月18日（金）このスマートホール会議室での開催を予定していること、及び同日午後2時から薬剤師認定制度委員連絡会の開催を予定していることを告げた。

8. 閉会

以上の議事を終え、12時00分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

平成27年9月18日

代表理事 吉田 武美 印

監 事 三輪 亮寿 印